

令和6年4月12日

保護者 様

銚子市教育委員会

タブレット端末を活用した学習について

日頃より、銚子市の教育行政について、ご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

本市では文部科学省の「GIGA スクール構想」に基づき、子どもたちにタブレット端末を配布し、授業や家庭学習等に活用しております。

つきましては、本文書に記載されている注意事項などをご確認の上、子どもたちのタブレット端末を活用した学習について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、ご家庭にタブレット端末を持ち帰る際には、別途、学校から連絡がありますので、よろしくをお願いします。

1 配布しているもの



タブレット端末



ACアダプター



タッチペン

2 家庭学習で端末を活用する場合のお願い

① 使用上の注意

- ・端末を家庭に持ち帰る際には、基本的に Wi-Fi 環境に左右されない内容を課題としていますが、ご家庭に Wi-Fi 環境がある場合には、インターネットに接続し、調べ学習や付属のソフトを活用した学習等をしていても良いこととしています。Wi-Fi 環境がない場合には、ルーターを有償（通信費：1ヶ月10GB1,870円）となりますが、貸し出すことができます。ルーターの貸し出しを希望される場合は、学校にご連絡ください。

- ・学習以外の目的で、タブレット端末を使用することがないようにお願いします。仮に、不適切なサイトにアクセスしてしまったり、タブレット端末の動きがおかしいと感じたりした場合は、すぐに画面を閉じ、学校にお知らせください。

- ・タブレット端末の設定は、勝手に変えないようにお願いします。特に、セキュリティ対策ソフト（エフセキュア）の設定を変えてしまうと、セキュリティが保てなくなりますので、十分にご注意ください。ただし、画面の明るさを調整するなどの見やすくする設定は、各自で行っても良いことになっております。

② 健康のために

- ・タブレット端末を使用する際には、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないようにご注意ください。
- ・使用する際には、長い時間使用せず、30分に一度は遠くの景色をみるなど、ときどき目を休ませるようにして、ご利用ください。
- ・就寝する1時間前を目安に、タブレット端末の利用を控えるようにご注意ください。



3 破損等対応について

- ・本タブレットは、銚子市教育委員会所有の物となっております。また、卒業後は、次の新生が使用いたしますので、丁寧にご使用ください。
- ・貸出期間中は、破損や紛失が無いようにご家庭で管理くださいますよう、お願いします。万が一、破損や紛失があった場合には、速やかに学校にご連絡をお願いします。
- ・タブレット端末（ACアダプターとバッテリーを除く）の修理の費用については、基本的にご家庭でご負担いただくことはありません。ただし、故意の破損であると判断された場合は、修理費用をご負担いただく場合があります。
※故意の破損とは・・・転売やタブレット端末をたたきつけるなど明らかに破壊を目的とした行為を指します。